

【カルタヘナ法への対応の必要性について】

カルタヘナ法「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

研究者の皆様におきましてはご存知の内容と考えられますが、カルタヘナ法への対応が必要なケースについてご案内をさせていただきます。弊社が販売する新型コロナウイルス由来のゲノム配列を含むプロダクトをご利用いただく際にご注意いただきたい内容を記載いたしました。

なお、新型コロナウイルスにフォーカスした内容とはなっておりますが、新型コロナウイルスに限らず、弊社の人工遺伝子合成サービスにてご注文いただいた配列を利用した遺伝子組換え実験の実施について、宿主また核酸供与体のクラスにより大臣確認が必要となる場合があります。詳しくは、文部科学省 ライフサイエンスの広場に掲載の情報等をご確認ください。

参照 URL : <https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

弊社より提供する新型コロナウイルスのゲノム配列を材料とし、遺伝子組換え実験を実施する場合には、カルタヘナ法に基づき、大臣確認を事前に受けることが必要となります。

参照 URL : https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/data/anzen/position_12.pdf

“研究開発段階によける遺伝子組換え生物等の第二種仕様等の手引き“には、申請の流れ等が記載されておりますので、必要時にご確認ください。

参照 URL : https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n815_01r2.pdf

● お問い合わせ先

日本ジーンウィズ株式会社 営業部

電話 : 048-483-4980

電子メール : Sales.Japan@genewiz.com